

第 211 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 8 年 1 月 14 日(水)10:00~11:35
場 所	環境局研修会館 (テッケンビル 8 階)
議 題	三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業に係る判定に関する審議
出席者 29 名	◇審査会委員：11 名 芥川委員、市川委員、丑丸委員、島田委員、花嶋委員、花田委員、林委員、平井委員、藤川委員、堀江委員、宮川委員
	◇環境局職員：11 名 柏木局長、中西副局長、岡田自然環境部長、西巻脱炭素推進課長、梶原環境保全課長、他事務局 6 名 ◇事業者：7 名 三田市 総合政策部 奥原地域医療推進担当部長 他 6 名
公開・ 非公開	一部非公開 (傍聴者 8 名)

- 【 会 長 】 ただいまから、第211回神戸市環境影響評価審査会を開催します。
本日は三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業に係る判定に関する審議を予定しています。
傍聴人の方々はお手元のファイルにある注意事項を守って、審議の円滑な進行にご協力ください。
それでは、事務局よりお願いいたします。
- 【環境保全課長】 本日の審議に入る前に、神戸市環境局長、柏木より一言ご挨拶申し上げます。
《環境局長による挨拶》
- 【環境保全課長】 それではお手元の審議依頼をご確認ください。
環境局長よりご審議をお願い申し上げます。
《環境局長より、審議依頼を読み上げ》
- 【 会 長 】 ただいま市長から意見を求められました件につきましては、本審査会においてこれをお受けして審議を行っていきたいと思います。
- 【環境保全課長】 局長の柏木でございますが、公務のため、これにて退席させていただきます。
《環境局長 退席》
- 【環境保全課長】 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

《提出資料確認》

【環境保全課長】 また、判定願の審査会の審査に対する要望が出されており、要望書を机上に配布しておりますことをご報告いたします。

【事務局】 事務局より、本日の判定に関する審議について、補足説明をさせていただきます。お手元の参考資料2をご覧ください。

神戸市環境影響評価等技術指針では第2類事業について実施計画書から評価書までの手続を必要と判定する場合の基本的な考え方を次の①から⑥のとおり定めています。

そのため、このあと事業者よりご説明いただく事業計画や、環境影響の予測評価、環境保全措置の内容がこの基本的考え方に該当するか否かを基準として判定を行うこととしておりますので、本日の審査会ではこの点を踏まえてご審議いただければと存じます。

【会長】 ただいま事務局より説明がありましたとおり、本日は、これらの基本的考え方の観点を踏まえてご審議いただきたいと存じます。

次にこの後の事業者からの説明には、貴重な動植物等に関する報告が一部含まれるものと聞いております。また、事業者からの説明終了後には、審査会意見形成に関する議論を行います。

これらの情報につきましては、神戸市情報公開条例第10条第5号に定める事務事業執行情報および第10条第4号に定める審議・検討等情報に該当するため、これらの審議は非公開で行いたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【会長】 ご異議なしということですので、後ほど貴重な動植物等に関する報告の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入ります。

傍聴の方をお願いします。これ以降の写真の撮影等につきましては、お断りさせていただきます。

それでは事務局より資料1について説明してください。

《資料1について説明》

【会長】 ただいまの説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、事業についてご説明いただくため、事業者に出席をいただいておりますので、入室させてください。

《事業者 入室》

【会長】 では、事務局は、事業者を紹介してください。

【環境保全課長】

事業者の方をご紹介します。

三田市総合政策部地域医療推進担当部長、奥原 高様でございます。

また本日は、そのほかに6名の方にご出席をいただいております。

それでは、事業者を代表いたしまして、奥原部長より一言ご挨拶いただきたいと存じます。

《事業者による挨拶》

【会長】 それでは、事業者より資料2の「動物・植物・生態系」以外の内容をご説明ください。

《事業者より、資料2の「動物・植物・生態系」以外の内容について説明》

【会長】 ありがとうございます。手元の資料にはビオトープの整備位置が記載されていませんが、後ほど生物のところの説明していただけるでしょうか。

【事業者】 そちらにつきましては非公開の時間帯の中でご説明したいと思います。

【会長】 わかりました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はありますか

【委員】 景観の面で質問させていただきます。

資料2、4-78ページの下部にある「農村景観の保全及び形成の基本計画」については、前回の配慮書の時点では記載がなく、今回追加されました。このことをまず評価したいと思います。しかし、それと評価との整合性に少し違和感があるので、質問させていただきます。

神戸市のこの辺りというのは、山の上はニュータウン的な市街地開発が行われ、下の農村部分は里として維持されるという土地利用が続けられています。その間に里山といわれる斜面地が緑地として存在し、山の上のニュータウンと下の農村部分とのバッファゾーンとして機能しており、そのため、農村部分は農村として完結した景観が形成されているという構造があります。基本計画は、この農村部分を適切に保全しようという趣旨で作成されています。すなわち、4-78ページで農村景観の特徴として挙げられている、農業の風景、生活文化の風景、自然の風景の各要素を大事にしましょうとうたわれています。

それに対して、4-86ページの評価では「景観資源及び主要な眺望点については、事業実施区域内に存在せず」と記載されています。これは恐らく配慮書段階での景観資源のピックアップの仕方が、神社や公園などの市街地部分によくある景観資源のみ対象であって、それをもって「存在せず」との評価になっていると思います。しかしながら、この基本計画に則っていえば、農村景観を構成している田畑や農作業なども立派な景観資源だと思うので、その点で記述が矛盾しているのではないのでしょうか。

また、基本計画にうたわれている農村景観と、今回計画されている大規模事業では、スケール感が大きく異なるという点について、建物の高さを抑えるなど、できる範囲での配慮をされている点は評価します。しかし、4-86ページ

の下から3行目に「農地と畦畔と同様の形状で緑化された法面」と記載されていますが、スケールが全然違うので、「同様の形状」が何を示しているのか理解しづらいところがあります。

基本計画の趣旨を丁寧にレビューしていただいている一方、評価内容とは齟齬があるように思われますので、その辺りのご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。

まず、「景観資源及び主要な眺望点については、事業実施区域内に存在せず」という記載については、当該区域に田畑が存在しており、それらも含めて農村の景観資源であると捉えると、私どもの記述が不十分であったと受け止めております。我々の認識では、農村の住宅や庭の生け垣など構造的なものを景観資源と捉えていた部分があり、ご指摘いただいたような、農村の田畑の風景という捉え方をすると、ご指摘のとおりだと改めて認識した次第でございます。

また、法面緑化につきましては、事業用地は現在圃場整備田であり、宅原線から見ると、段々に地盤が上がり、法面になっているところがあります。この部分は、今後造成により盛土を行うことで高さは変わりますが、現状の法面を踏襲する形で景観の保全に配慮したいと考え、このような記載をしています。この部分につきましては、今の形状を十分承知しておりますので、最大限その景観を損なわないように、配慮してまいりたいとお示した次第です。

【 委員 】 形状につきまして、4-84ページの図4-9-2に見付面積についての記述がありますが、見付面積という数値だけでなく、一つ一つのもののスケール感が印象を大きく左右します。つまり、周りの農村と調和させるということは、スケールをなるべく合わせるように配慮するということでもあると思えます。

その意味で、造成の仕方について、これが本当に唯一解なのかという点については、もう少し配慮があってもよいのではないかと思います。

できるだけ低減を図るために、どのようなパターンがあり得るのかという検討をし、その中で一番配慮したものを選んだということが分かるほうがよいのではないかと思います。

【 会長 】 ありがとうございます。

【 委員 】 4-19ページの図4-3-6について、8番の地点からのみ少しヒ素が出たということで、ため池堆積物の影響かと思っています。今後、7番・6番の地点は駐車場になり、地下水位が下がるのではないかと思います。すると、8番のヒ素が7番・6番に、流れやすくなるのではないかと懸念しています。その点については考慮していただいているのでしょうか。リチャージウエルなどいろいろ書いていただいておりますが、お伺いしたいです。

【 事業者 】 8番でヒ素が地下水の中から発見されています。本調査では、6番・8番で

滞水時の地下水調査をしており、6番では地下水汚染は確認されませんでした。さらに、山林部分の3番の地下水調査では、岩盤にある裂か水のみ確認され、地下水は発見されませんでした。これらより、3番・6番・8番の谷筋を通して流れる地下水はないと今は考えております。

また、1番・2番など、建物に近い盛土部分のボーリング調査では、農地の表面水による地下水はありますが、岩盤の下に地下水はありませんでした。掘削時の地下水の影響については、あまりないと考えていますが、工事中に詳細に対応していきたいと考えております。

【 委 員 】 透水係数などはわかりませんが、4-19ページの図4-3-6を見ると、地下水が8番、7番、6番へ向かって流れるように見えます。図中の推定地下水位はどの程度確度が高い情報でしょうか。

【 事業者 】 推定地下水位はこの断面図に示されておりますが、実際にこの流れで流れているかは現段階ではよく分からないところがあります。

ただし、7番の地下水調査においても、地下水位は表面水のみであるため、地下水として流れている恐れはないと現在は考えております。

【 委 員 】 汚染が拡散すると面倒なことになるので、注意していただきたいと思います。

【 事業者 】 分かりました。ありがとうございます。

【 委 員 】 今の地下水の件について、事後調査の5-1ページの表5-1の注に、地下水質について「工事前の地下水調査により、環境基準に不適合であった場合に調査を行う項目」と記載されています。また、4-22ページの「汚染地下水の拡散防止のための保全措置等」では、「基準に適合していることを確認した後放流するなど、適切に対応を行う」、さらに土壌について「ヒ素の土壌汚染が存在する可能性がある泥岩を掘削する場合には、関係部署と協議を踏まえ」と記載されています。

事後調査において、他の項目は年に何回など定期的に行う計画である一方、ヒ素については「～の場合」となっています。

そこで地下水調査で不適合があった場合や、掘削する作業が生じた場合に、どの関係部署へ連絡し、どの部署とどの部署が情報共有するのか、情報提供の手順を明確にし、適切で速やかな情報共有が行われる体制を整えていただきたいと思います。

関係部署のいずれかが把握しておらず、1年後の事後調査報告で初めて知ることがないようにお願いします。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、そのような対応をしまいたいと考えておりますので、その部分については、慎重に適切に対応をしまいたいと思います。

【 委 員 】 供用後のことについて質問します。6-3ページに省エネルギー対策を挙げ

ておられ、「ZEB Orientedを確保できるように」とあります。このことは大変頑張っていたいただきたいと思います。現在、エネルギー関係の技術がどんどん進歩していますので、その活用を是非していただきたいと思います。

また、病院という施設の性格上、災害時にオペレーションが止まってはいけません。中でもエネルギーは重要かと思えます。新技術の導入とともに、例えば小水力発電など、現実的、基本的な対策についても考えていただきたいと思います。

技術の進歩は著しいため、それらを取り入れて、快適な施設にしていだけたらと思えます。よろしく願いいたします。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、5点ほど省エネルギー対策を挙げておりますが、まだ想定できていない部分もあります。開院まで5年ありますので、その間にも新しい技術はどんどん出てくると考えており、できるだけ取り入れてまいりたいと思えます。

また、災害時の対応につきまして、私どもの病院の一つの目的といいますかコンセプトとして、臨海部が被災したときの受皿という位置づけでの病院づくりを考えております。そのため、現在も三日分の燃料を貯えまして、非常用発電設備を整備する予定ですが、それだけに頼らずに、自然エネルギーを活用した永続的にエネルギーを供給できるものも、バックアップのバックアップとして用意したいと考えております。可能な限りこのような観点から検討してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

【 委員 】 排水についてお伺いします。

資料では、施設供用時の排水は一般の下水道に流す計画であると記載されています。一方で、病床数が400床を超えているため、種々の貯水槽や、化学物質を含む排水のための適切なタンクなどが必要だと思うのですが、どのように計画されているのでしょうか。

【 事業者 】 ご質問ありがとうございます。医療関係からの排水については、医療法に基づいて適切にタンクを設置して、処理した後に排水する計画としております。

【 委員 】 具体的なイメージをお伺いしたいです。

【 事業者 】 現段階では、そこまで設計が進んでおりませんので、お示しすることはできませんが、適切に対応したいと思っております。

【 委員 】 一般的に、病院から排出される医薬品類は、当然上下水道では処理できません。そのため、それが川に流れているというのは、どこでも起こっていることだと思います。私は化学物質のリスク評価に携わっており、その観点から、その点を少し知りたかったというのが背景でございます。

【 会長 】 よろしいでしょうか。

それではここからの説明には貴重な動植物等に関する情報が含まれますので、会議の冒頭で決議しましたとおり、ここからの審議を非公開といたします。

傍聴者の方は恐れ入りますが、資料はお席においてご退席いただきますようお願いいたします。

《傍聴者 退出》

【会長】 では、説明をお願いいたします。

《事業者より、資料3について説明》

【会長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

本調査で、思ったよりも自然が残っていることが再確認でき、それを守ることがしっかりできるのは大変よいことだと思っています。

ただし、いくつか気になる点があります。

トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルをはじめとして、生物は餌となる生物がいないと、ビオトープを整備しても最終的に定着できません。

その点から、ビオトープのサイズや、近隣の餌資源となる生物、トノサマガエル自体が移動できる周辺空間との近接性や連続性・接続性などがどのように担保されるかというのが少し気になるところです。

また、ビオトープをつくるときに表土を取って撒くというのはすごくいいアイデアだなと思いました。畦をつくる計画とのことですが、その畦の部分もぜひ近くからいい植物が生えているところを持ってきて、造成してほしいと思います。

希少種だけを守るのではなく、生態系を守るという概念が大変重要だと思います。

例えば、植物では希少種には該当しませんが、ツリガネニンジン、ヨメナ、ニガナなど、畦に生息する植物としてかなり良い種が生えている場所があると思います。調査された方であれば、どこがいかはすぐ分かると思うので、そのようなところの表土をビオトープ周辺の畦づくりのときに活用していただきたい。ビオトープの中だけでなく、そういうところも利用して、ミニチュアにはなりますが、生態系全体を移植するという概念でしていただきたいです。

また、ホテルに対しても、餌となる生物が必要です。生態系全体をきちんと移設するという考え方でビオトープづくりをしていただくというのは大変重要かと思えます。

さらに、LEDは虫を集めないと言われていますが、最近の私たちの研究では、自動販売機のLED照明について、種類や場所によっては虫が結構集まることが分かっています。そのため、使用する照明の種類も検討されるとよいのではないのでしょうか。LEDだから大丈夫ということではなく、LEDの種類

をご検討いただけると影響が抑えられてよいのではないかと思います。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。

ご指摘の通り、生態系の維持という点で、例えばホタルなど希少種だけを移設しても、捕食対象となる動物がいないと、なかなかそこで生きていきません。

その点については、知見のある事業者の協力も得ながら、スケールは現状より小さくなりますが、極力、全体的な生態系の維持や周辺環境と合わせた整備を考えていきたいと思います。

また、LEDについて、今後機種の選定を進める際には、ご指摘いただきました点について、現在協力いただいている事業者の知見と、設計事業者に協力を求めて適切に選定してまいりたいと考えております。

【 委員 】 ありがとうございます。

もし可能であれば、改めてビオトープのサイズが十分なのかを検討をしていただきたいと思います。

現在の案は10平方メートルほどで比較的大きいと思いますが、それでもまだ小さいのではないかと感じてしまいます。

私たちの研究では、トノサマガエルはかなり広い範囲で水田が連続的に存在していないと維持できない生物であることが分かっています。現在の案では、ビオトープはかなり隔離された空間になりますので、そこだけで維持できるような、なるべく広いエリアを確保するのに努めていただければと思います。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた点も含め、積極的に設計の中で協議してまいりたいと思っております。

【 委員 】 ご説明ありがとうございます。

このリストを拝見すると、水田の生態系が維持されていることが分かります。そのメインとなる水田がなくなる影響はかなり大きいと見ています。

4-54ページの表4-4-9の写真をみると、10月の調査時は稲刈り後で既に落水しており、水田には溜水が残っている程度でした。

例えばミズカマキリは、冬の間はため池のようなところにいますが、繁殖は水田で行います。そのため、水田がなくなると越冬場所のみが残り、その地域での繁殖が止まってしまいます。恐らく他所からやってくるとは思いますが。

また、カトリヤンマも確認されています。カトリヤンマは水田のように冬季に落水する場所で繁殖する生き物であるため、この場所には恐らくいなくなるだろうと思います。仮に移植してもその個体限りになってしまいます。

これらのことから、水田を模した環境を、ビオトープとビオトープの間あたりにつくることができたら、何らかの寄与があるのではないかと思います。

次に、外来種について、アライグマが確認されております。トノサマガエルやシュレーゲルアオガエルなどは、特にアライグマの捕食対象になると思いま

す。ビオトープをつくって、これらが集まると総攻撃を受ける、アライグマにとってのいい餌場をつくってしまうという可能性も考えられますので、その辺りへの配慮は必要ではないかと思いました。

今回、希少種として多くの肉食の動物が確認されています。やはり餌となる生物に配慮せずに、これら肉食のものをすべてビオトープに集めた場合、お互いに食い合い、強いものだけが残るといふ、何をしているのかよく分からない状況になりかねません。この点は難しく、どうなるか予想はつきませんが、すべての種を守るのは難しいという印象を受けました。

また、4-55ページにビオトープの図がありますが、下のほうに「北側ビオトープ」、上のほうに「南側ビオトープ」と書いてありますが、南北逆になっているのでしょうか。

そのように見た場合、水路があり、丸印部分に木を植える計画はイメージとしてよい印象を受けましたが、やはりキャパシティの問題が気になります。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。主に3点ご指摘いただいたかと思いますが、特に水田の部分が課題であると承っております。近隣に多数水田がある環境であることから、その連続性によってどれだけカバーできるかを見定めながら、事業用地内でどのような対応ができるかについては、今後の課題とさせていただきたいと思います。

次に、トノサマガエル・シュレーゲルアオガエルなどについては、ご指摘のとおり、捕食関係等もあることから、どのように保全していくのか、今回提示した対応で全て事足りるのかも含めまして、今後調査を継続していく中で適切な対応をしたいと思っております。

また、アライグマについては私どもも懸念しております。一番確実な方法は防護柵をつくってしまうことかと思いますが、何が一番適切な対応になるのか、もう少し状況を見定めながら、ここが餌場のようになってはいけませんので、しっかり対応したいと思っております。

【 委員 】 ホタルの中では、ゲンジボタルとヒメボタルとヘイケボタルがよく光ります。その中でもヘイケボタルが最も照明に弱いというか、明るい場所では交信ができない傾向があります。そのため、事業用地だけでなく、事業用地周辺にも影響する可能性があることを考えて、配慮していただきたいです。

また、キイロサナエやアオサナエが確認されていますが、恐らく隣接する場所を流れている川の中の何キロかにわたって、数か所生息地があると思えます。ただし、これらは絶妙な水流を生息地として選ぶ種であり、環境の変化に弱いところがありますので、事業用地の外であっても、忘れずに配慮をしていただきたいと思えます。

【 委員 】 こちらは、モニタリングの継続と、ビオトープや周辺の環境の管理の継続

について記述があり、素晴らしいことだと思っています。

しかし、いつも事業者の方をお願いしていることなのですが、管理の効果をモニタリングで検証した後に、ちゃんとアダプティブに見直すことを事業計画の中にしっかり入れ込んでいただきたいと思います。

先ほど委員より「いなくなってしまうかも」との指摘がありましたが、それを看取るだけのモニタリングにはしてはならないと思います。個体数に減少の兆候が見られたり、保全が難しかったりした場合に対応策を検討することを計画に盛り込んでいただきたいと思います。強く願います。

「配慮しましたがいなくなりました」という結果では、取り組みの意味がなくなってしまうので、配慮した結果生物が残るということを目指して対応していただければと思います。

【事業者】 ご意見ありがとうございます。

そのようなご意見をいただくだろうことは想定しておりまして、ビオトープを含めた森林の維持管理について、どのように取り組むかにつきましては、三田市として行政の立場からも検討したいと思っております。またご指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 特に生態系について専門なわけではありませんが、先ほどからの話を聞いて、ビオトープをつくり、そこにいた種を残すことはとても大切なことだと思いました。

それと同時に、この場所はかつて水田がありホタルが飛んでいた場所だったという人間側の記憶のようなものを新しい病院設計の中で緑地を造成するときに生かし、病院に来られる方の心情を和らげるスペースができるように設計をしていただくということも大切なのではないかなと感じました。

【事業者】 私どもは三田市なのですが、事業者として神戸市のこの地域に週に1回ぐらい伺い、地域の皆様といろいろとお話をさせていただきながら、病院づくりをさせていただいております。

今後、病院が開院するというだけでなく、どのような形で地域の方々に関わっていただきながら一緒にこの病院を守っていけるかについて話し合いをしていきたいと思っております。

理想を言いますと、今ご指摘いただいたことも踏まえ、できれば地域の皆さんと一緒に保存森林を保全していきたいという思いを持っております。

できるだけ地域の皆様にとって、なれ親しんだ環境が維持できるように整備を考えていきたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございます。

【委員】 本事業に限らず、このような開発事業では、表面流出と地中浸透水のバランスが変化するため、地下水や周辺の水流通はどのように変わるかをお伺いします。

今回も透水性舗装などをご計画されていますが、これまで水田として維持管

理されてきた環境とは変わってしまいます。その点を十分設計の上で配慮されるようお願いします。特に水流の変化により、周囲の水路の環境が変わることを懸念しています。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。この点につきましては、今後、豪雨の発生増加などが考えられる中、地形の変更による影響について、地域の方々も非常に心配されています。今後、計画・設計を進めていく中で、どのような対応が最適かを考えながら進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

【 委員 】 現地調査では、周辺まで調査されるとのことですが、事業区域内だけではなく、事業用地の外の変化についてもしっかりモニタリングをしてください。事業により連続性が失われる可能性もありますので、事業区域外の変化にも注目して調査をしていただければと思います。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

【 会長 】 事業者の方ご説明ありがとうございました。退室いただいて結構です。

《 事業者 退室 》

【 会長 】 それではただいまから本事業に係る今後のアセス手続についてのご審議をお願いしたいと思います。審議に先立ち事務局より定足数の確認をお願いします。

【環境保全課長】 これから、審査会意見の取りまとめ審議を行っていただきます。決定にあたって過半数の委員のご出席をいただく必要があります。本日委員数 15 名に対しまして、11 名の先生にご出席いただいております、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

【 会長 】 それでは事務局から判定に関する審議について補足説明をお願いします。

【 事務局 】 参考資料 2 をご覧ください。神戸市環境影響評価等の実施に関する第 2 類事業について、実施計画書から評価書までの手続きを必要と判定する場合の基本的な考え方を 1 から 6 のとおり定めています。本日事業者の方にご説明いただいた判定願に記載されている事業計画や環境影響の予測・評価、環境保全措置の内容が、この基本的考え方に該当するか否かを基準として判定を行うこととしており、この点を踏まえてご審議いただければと存じます。

【 会長 】 それでは、本事業にかかる 今後のアセス手続きについて、どのように進めるかご審議をお願いいたします。

今、事務局から基本的な考え方について示していただきましたが、第 2 類判定として、今回のケースがどの程度合致しているのか、過去の事業と比べての位置付けについてご説明いただけると、審議の参考となると思います。

【環境保全課長】 参考ではありますが、過去の事例で申し上げますと、第 2 類判定となった事例は、様々なご意見をいただきながら最終的に第 2 類として判定したケースが多いです。また、規模につきましては、第 1 類事業の最低面積が 20 ヘクタールであるのに対し、今回の事業は約 6 ヘクタールであり、規模としてはかなり小

さいものと考えております。

【 会 長 】 いかがでしょうか。

(委員から発言なし)

それでは、私からの提案を申し上げます。

事務局からの説明にあったとおり、宅地造成における第1類事業の規模が20ヘクタール以上、第2類事業が5ヘクタール以上のところ、本事業は6.7ヘクタールと比較的小さく、特に生活環境系に関しては、第1類事業と比べても影響は小さいのではないかと思います。

一方、生物系、とりわけ希少種が確認されたことに対し、どう評価するかですが、本日も専門の立場から示されたご要望、ご提案、課題及び懸念と、これらに対する事業者からの回答を伺う限り、精一杯対応していただける印象を受けました。

そこで、事業者の判定願に対して、今後の手続きを行う必要がないと提案したいと思います。もちろん本日いただいた、ご意見、ご要望に関しては、審査会意見の取りまとめにおいてすべて飲み込みたいと考えております。

このような形でよろしいでしょうか。

《異議なし》

【 会 長 】 よろしいですか、それでは事業者の方の判定願を受けるという形で手続きを行う必要はないと決まりました。

本日の審議についてこれで終了いたします。次回の審査会では意見を取りまとめるための審議を行います。この情報につきましては神戸市情報公開条例第10条第4号に定める審議・検討等情報として本審査会運営規程第5条第1項第1号にあたり非公開とすることができることになっております。そこで非公開での審議を行いたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【 会 長 】 ご異議がないようですので次回は非公開といたします。今後の進め方について事務局より説明をお願いします。

【環境保全課長】 会長ありがとうございました。

ご説明いただきましたとおり、次回1月19日に改めて審査会を開催し、審議させていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、1月19日14時に、研修会館にお集まりいただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。